

相模原市監査委員公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月2日に実施した教育局の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年10月4日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 監査対象事務

野外体験教室について

2 監査の日程

平成29年10月5日から平成30年3月2日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成30年10月1日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>今回の行政監査の結果、野外体験学習については、学習計画書等に基づき実施されているなど特段の問題は見られなかったが、今後、利用承認事務及び契約事務を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。</p> <p>(2) 委託料の支出に関する事務について</p> <p>ア 相模川ビレッジ若あゆ</p> <p>「相模原市立相模川自然の村野外体験教室の管理に関する協定書」に基づく指定管理料の支出について調査したところ、次のような事例が見られた。</p> <p>(ア) 清掃業務について、仕様書ではグリストラップについては年12回以上、床タイルについては年2回以上清掃を実施することとされているが、指定管理者から提出された業務報告書では、実施したことを確認できなかった。</p> <p>(イ) 警備業務について、仕様書</p>	<p>平成29年10月5日から平成30年3月2日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>相模川ビレッジ若あゆにおける指定管理料の支出のうち、清掃業務報告書で実施が確認できなかった業務につきましては、指定管理者から平成30年1月19日現在の状況について報告書が提出され、仕様書で定める回数の履行を確認いたしました。</p> <p>併せて、未報告となっていた原因についても、グリストラップは専門事業者による実施分のみ報告され、指定管理者の実施分が未報告となっていたためであり、床タイルは報告を失念していたためであることを確認しました。</p> <p>このことから、指定管理者に対し、仕様書に規定する全ての業務について、当該月における実施の有無を記載した報告書を提出するよう指示し、平</p>

では警備員の巡回を一晚に4回以上実施することとされているが、指定管理者から提出された業務報告書では4回目の巡回の実施を確認できない日が散見された。

#### イ ふじの体験の森やませみ

ふるさと自然体験教室総合管理業務委託について調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 契約規則第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。

(イ) 開所日に実施することとされている1階更衣室の清掃について、契約相手方から提出された清掃作業報告書では、実施したことを確認できない日が散見された。また、週3回程程度実施することとされている脱衣室トイレの清掃について、6月の実施は1回のみとなっていた。

(ウ) 夜間警備業務について、仕様書で建物内外の巡回や施錠等を行うため必要な人員を配置し、常時1名は事務室で待

成30年1月分から、修正後の内容で報告されています。

次に、警備業務における巡回につきましては、指定管理者が保管する業務日誌により、原則として学校利用時は7回、学校以外の青少年団体等の利用時には6回実施していることを確認しましたが、市に提出される警備業務日誌において、巡回実施状況の記載欄を4回分しか設けていなかったことから、実際に実施した巡回の1～2回目を「巡回1」、3～4回目を「巡回2」、5～6回目を「巡回3」、7回目を「巡回4」と記載していたため、学校利用時に7回巡回したものが4回、学校以外の青少年団体等の利用時には6回巡回したものが3回として報告されていたものです。

このことから、指定管理者に対し、警備業務日誌の巡回回数欄を「巡回8」まで設ける書式変更と、正確な巡視回数及び時間を報告するよう指示し、平成29年度3学期の学校利用時から修正後の内容で報告されています。

次に、ふるさと自然体験教室総合管理業務委託において、契約書に監督及び検査についての規定がなかったことにつきましては、当該規定を契約書に追加し、平成30年2月1日付けで変更契約を締結いたしました。

機することを定めているが、実際の夜間警備業務は1名で行われていた。また、実際に巡回を行った時間が仕様書で定められた時間と相違していた。

(エ) 空調に関する設備点検業務について、仕様書と設備点検報告書で形式名の相違や、報告書の提出の遅延が見られた。

(オ) 施設管理業務について、仕様書で提出することとされている日報が未提出となっていた。また、月報の提出漏れが見られた。

契約業務の適正な履行を確認することは、公金を支出する上での重要な根拠となるものである。今後は、契約事務における履行確認の重要性を再認識し、契約書約款、仕様書、報告書類等関係書類の記載内容を十分確認し、適正に事務を執行されたい。

【学校教育相模川自然の村野外体験教室】

次に、1階更衣室の清掃に係る清掃作業報告書において、作業を実施したことを確認できない日が散見されたことにつきましては、仕様書の別紙「清掃基準表」に規定するとおり、清掃を毎日実施すること及び清掃作業報告書の該当箇所を追加するよう契約相手方へ指示し、平成29年11月分の作業報告書から修正後の内容で報告されています。また、脱衣室トイレの清掃について、6月の実施が1回のみとなっていた件につきましては、契約相手方のチェック漏れであることを確認できたことから、正確な内容の報告書を再度提出するよう指示し、平成30年2月20日付けで提出を受けておりません。

今後につきましても、契約の相手方と清掃基準表の内容について適宜確認を行い、契約内容の履行検査、検収を徹底してまいります。

次に、夜間警備業務において、実際の業務が1名で行われていたことにつきましては、今後もこの業務が1名で賄えるという市側の判断に基づき、配置人員は1名とし、既述の変更契約において、仕様書にある、「常時1名は事務室にて待機するものとする」の文言の前に「巡回時を除き」という文言を挿入することにより対応いたしました。また、仕様書で定められた時間と

相違していた 3 回目の巡回時間につきましては、仕様書にあるとおり、午前 6 時に実施するよう、契約相手方に指導し、平成 30 年 2 月 8 日の小学校宿泊時より、午前 6 時に実施されています。

次に、空調に関する設備点検業務において、仕様書と設備点検報告書で形式名の相違が見られたことにつきましては、再度館内全ての空調設備の形式名と設置場所を確認し、仕様書の内容に相違ないことを確認の上、契約相手方に対し、設備点検報告書の内容を訂正するよう指示し、平成 29 年 12 月に実施された設備点検から訂正後の内容で報告がされています。また、報告書の提出の遅延につきましては、仕様書の規定に基づき点検終了後 2 週間以内の提出を徹底するよう契約相手方に指示し、現在においては、規定期間内に点検報告書の提出を受けております。

次に、施設管理業務において、仕様書で提出することとされている日報が未提出となっていたことにつきましては、仕様書の規定を遵守し、毎月 1 度、当該月の日報を月報と併せて提出するよう契約相手方に対して指示し、現在においては提出を受けております。

なお、提出漏れになっていた平成

29年6月分の月報につきましても、契約相手方に提出を指示し、平成30年2月20日付けで提出を受けております。

今回の監査結果を重く受け止め、平成30年3月7日の所内会議において、所属長から全所属職員に対し、検討すべき事項の内容について周知徹底するとともに、平成30年度の契約締結に向けた契約条項の再点検等について訓示を行い、適正な事務執行に向けた意識の向上を図りました。

今後につきましても、契約事務における履行確認の重要性を再認識し、適正に事務を執行してまいります。

**【学校教育部相模川自然の村野外体験教室】**